

台湾との交流の発展に関する法律

幸福実現党試案

(台湾交流発展法、いわゆる日本版台湾旅行法)

【目的】

第一条 この法律は、日本国の国務大臣及び政府職員並びに台湾の関係当局に属する者の相互訪問及び意思疎通の円滑化を図り、台湾の民主主義の発展及び安全の確保に資することにより、インド太平洋地域の平和と安定及び繁栄に寄与し、かつ、相互の尊重に基づく連携の確保を通じて、日本国及び台湾が国際社会における積極的な役割を果たすことを促進するとともに、これにより、日本国及び台湾の間の交流の更なる発展に資することを目的とする。

【基本理念】

第二条 台湾が自由で開かれた民主主義社会を発展させてきたことに鑑み、日本国と台湾との関係は、「自由、民主、信仰」という共通の価値観を基礎として、これら普遍の価値を共有し、その維持及び発展を図るものとする。

【政府職員等の訪問】

第三条 日本政府は、国務大臣及び政府職員が台湾を訪問し、台湾の関係当局と交流することを妨げるいかなる制限も設けてはならない。

【台湾関係当局に属する者の入国】

第四条 日本政府は、この法律の目的を達成するため、台湾の関係当局に属する者が本邦に入国し、国務大臣、政府職員及び国会議員と交流することを妨げるいかなる制限も設けてはならない。

【日本国及び台湾の関係当局間協議】

第五条 日本政府は、日本国及び台湾の関係当局の間における安全保障その他の重要な分野に係る緊密かつ迅速な連携の確保を図るため、次に掲げる事務について協議及び協力を促進するものとする。

- 一 経済、科学技術、災害対策、海上安全、サイバーセキュリティその他この法律の目的を達成するために必要な分野に関すること。

- 二 半導体その他の重要物資に係る安定的な供給の確保に関すること。
- 三 邦人の生命及び身体の保護その他の安全に関すること。
- 四 国際情勢に関する情報の収集及び分析並びに外国及び国際機関等に関する調査に関すること。
- 五 地域の平和及び安定に影響を及ぼす事態への対応に関すること。

【交流機関】

第六条 日本政府は、台湾が設置する対外交流機関が本邦において業務を行うことを促進し、その円滑な活動を確保するため必要な措置を講ずるものとする。

【議会交流】

第七条 国会及び日本政府は、日本国と台湾の議会の間での交流が促進されるよう努めるものとする。

【地方公共団体の交流】

- 第八条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため必要と認められる台湾との交流の促進に努め、当該交流を不当に制限することのないよう留意しなければならない。
- 2 日本政府は、前項の目的を達成するため、必要な措置を講ずるものとする。

【台湾との交流に係る慣行等の尊重】

第九条 日本政府は、この法律の目的を達成するため、台湾の関係当局に属する者その他台湾に係る交流に従事する者が本邦において行う交流に際し、台湾に係る慣行及び台湾を象徴する表示その他これらに類する取扱いが不当に制限されることのないよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

【施行期日】

第一条 この法律は、公布の日から施行する。